

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

平成 30 年度 教育・講習等の予定表

(期日、場所を変更する場合があります。)

教育・講習等の名称	開催予定年月日	開催予定場所
安全衛生推進者養成講習 (2日間)	30年5月24日(木) 5月25日(金)	倉吉未来中心
巻上げ機運転業務特別教育 (2日間)	6月6日(水) 6月7日(木)	倉吉体育文化会館(学科) JA東郷選果場(実技)
安全管理者等安全担当者研修	6月22日(金)	倉吉体育文化会館
職長(安全衛生責任者)教育(2日間)	7月12日(木) 7月13日(金)	倉吉体育文化会館
リスクアセスメント実務研修	7月25日(水)	倉吉体育文化会館
アーク溶接等業務特別教育(3日間)	8月8日(水) 8月9日(木) 8月10日(金)	倉吉体育文化会館(学科) 神鋼機器工業(株)(実技) 同上(実技)
5t未満クレーン運転業務特別教育 (2日間)	9月6日(木) 9月7日(金)	倉吉体育文化会館(学科) (株)井木組倉庫(実技)
衛生管理者等衛生担当者研修	9月20日(木)	倉吉未来中心
自由研削と石取替え等業務特別教育	10月5日(金)	倉吉体育文化会館
安全管理者選任時研修(2日間)	10月25日(木) 10月26日(金)	倉吉体育文化会館
KYT(危険予知訓練)研修	11月2日(金)	倉吉体育文化会館
特定粉じん作業特別教育	11月22日(木)	倉吉体育文化会館
電気(低電圧)取扱業務特別教育	12月6日(木)	倉吉体育文化会館
足場の組立て等業務特別教育	12月13日(木)	倉吉体育文化会館
労務管理担当者研修	31年2月15日(金)	倉吉未来中心

(申込み・問合せ先)

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

一般社団法人 鳥取県労働基準協会中部支部

(Tel・Fax 兼用 0858-22-9054)

特別教育・講習会等の関連する法令や対象者及び開催の趣旨等について

安全衛生推進者養成講習

労働安全衛生法第12条により、常時使用する労働者数が10人以上で50人未満の事業場では、下枠(2)の業種では「安全衛生推進者」の選任が義務付けられています。この安全衛生推進者には一定の資格が必要とされていますが、その資格の一つとして「都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者」が認められています。当支部が行う「安全衛生推進者養成講習」がこの講習に該当します。

なお、下枠に該当しない業種においても、厚生労働省が示す「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」において「安全衛生推進者」選任が勧奨されておりますので、本講習の受講が望まれます。

巻上げ機運転業務特別教育

労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「動力により駆動される巻上げ機の運転業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育

安全管理者等安全担当者研修

毎年7月1日から1週間実施される全国安全週間の準備月間である6月に、事業場の代表者、安全管理者、安全衛生推進者等の労働災害防止担当者などを対象として、災害防止に関する行政の動向、重点事項等の情報提供や安全管理活動、災害防止活動に参考としていただける内容の研修

職長・安全衛生責任者教育

新たにリーダー、係長など部下のいる最少単位のトップにつく者（法令上「職長」という。）に対して、労働安全衛生法第60条に基づき実施しなければならない教育です。法令で規定されている業種は下枠(1)のとおりです。（なお、対象業種以外の業種であっても、労働災害防止の教育の一つとして受講をご検討下さい。）

リスクアセスメント担当者研修

労働安全衛生法第28条の2で規定されているリスクアセスメントの事業場内担当者を対象に、厚生労働省の通達で示されたカリキュラムに従った内容で実施します。（第57条の3 化学物質リスクアセスメントを除く。）法令で規定されている対象業種は下枠(2)のとおりです。（なお、対象業種以外であっても、労働災害防止の有効な手法として受講をご検討下さい。）

アーク溶接等業務特別教育

労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育

5トン未満クレーン運転業務特別教育

労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育

衛生管理者等衛生担当者研修

毎年10月1日から1週間実施される全国労働衛生週間の準備月間である9月に、各事業場の代表者、衛生管理者、安全衛生推進者等労働衛生管理の担当者等を対象に、労働衛生対策に関する行政の動向、重点事項等の情報提供や労働衛生管理活動の参考にしていただける内容の研修

自由研削用といし取替え等業務特別教育（機械研削用といしを除く。）

労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育

安全管理者選任時研修

安全管理者は、常時使用労働者数が50人以上の下枠(2)に記載する業種で選任しなければなりません。この安全管理者には一定の資格が必要であり、その資格の一つとして厚生労働大臣が定める研修（この「安全管理者選任時研修」です。）を修了することが定められています。また、安全管理者選任報告を所轄の労働基準監督署に届出の際には、この研修を修了していることの書面の提出が求められます。

K Y T 研修（危険予知訓練）

現場の第一線で就業する労働者を対象に、安全活動を効果的に推進するために職場の危険予知訓練を行なう研修です。

特定粉じん作業特別教育

労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「特定粉じん作業」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育

電気（低電圧）取扱い業務特別教育

労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「低圧（直流750V以下、交流600V以下）の充電部分が露出している開閉器の操作の業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育

足場の組立て等業務特別教育

労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない特別教育（足場の高さによる適用除外はありません。）

労務管理研修会

事業場の代表者、労務管理担当者等を対象に、労務管理に関する行政の重点課題や各担当者が抱えている問題等に参考としていただける内容を盛り込んだ研修

※ 業種に関する参考事項

(1) 職長教育の対象業種

建設業、製造業（注）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業

（注）製造業のうち次の①～⑤を除く⇒①食品・たばこ製造業（うま味調味料製造業、動植物油脂製造業を除く。）、②繊維工業（紡績業、染色整理業を除く。）、③衣服その他繊維製品製造業、④紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）、⑤新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

(2) リスクアセスメント実施の対象業種（化学物質リスクアセスメントを除く。）及び安全管理者、安全衛生推進者を選任すべき対象業種

林業、鉱業、建設業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ業、自動車整備業、機械修理業

個別の特別教育や研修、セミナー等のご案内はHPでご確認ください。



⇐ 特別教育

<http://www.totori-rouki.or.jp/special.html>

研修会、セミナー等 ⇐

<http://www.totori-rouki.or.jp/aspiration.html>

